

# 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、本財団の定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に定める者をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の役員及び評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費含む）、交通費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として別表第1に定める報酬を支給することができる。支給額は、理事長が理事会の決議を経て決定する。

- 2 常勤役員が事務局長或いは館長を兼務する場合は、職員給与規程の事務局長或いは館長としての給与を役員報酬として支給する。
- 3 非常勤役員等に対しては理事会及び評議員会出席等、必要の都度、別表第2に定める額を支給することができる。
- 4 役員及び評議員には、別表第3に定める退職慰労金を支給することが出来る。

## (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (費用)

第5条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員の通勤手当及び旅費については、職員給与規程の定めに準じて支給する。

(公 表)

第6条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬（年額）

理事長、副理事長	6,000,000円以内
専務理事、常務理事	5,400,000円以内
理事	4,800,000円以内
監事	2,400,000円以内

別表第2 非常勤役員等の報酬（日額）

理事会出席等の都度	一人一律	10,000円
監事としての公認会計士	年額	30,000円
評議員会出席等の都度	一人一律	10,000円

別表第3 役員及び評議員の退職慰労金

常勤役員	月額報酬×在職年数
非常勤役員等	在職1年につき 30,000円